

制限がある区域について

条例で制限を行う区域

- ① 学校、保育所、社会教育施設等の周辺100mの区域では、すべての日において、住宅宿泊事業を行うことができません。ただし、市長が別に定める区域、期間は除きます。

※学校、保育所、社会教育施設等とは

□学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校

□児童福祉法に規定する児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

□姫路市が条例で規定する施設

図書館法第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館、社会教育法第5章に規定する公民館、姫路市体育施設条例に規定するスポーツ施設

□姫路市長が指定する施設

青少年の教育、育成目的とした施設（施設は姫路市の告示で指定）

□特定認可外保育施設型認定こども園

- ② 住居専用地域及び住居地域では、平日に住宅宿泊事業を行うことができません。土日や連休となる祝日には事業が可能です。

※住居専用地域及び住居地域とは、都市計画法上の「第一種低層住居専用地域」「第二種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第二種中高層住居専用地域」「第一種住居地域」「第二種住居地域」をいいます。

※土日や連休となる祝日の考え方（○：実施可 ×：実施不可）

I 通常の週の場合

木		金		土		日		月	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
×	×	×	×	○	○	×	×	×	×

III-1 土日に連続する祝日がある場合

木		金(祝)		土		日		月	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
×	×	○	○	○	○	×	×	×	×

II 火～木曜日に祝日がある場合

水		木(祝)		金		土		日	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
×	×	×	×	×	×	○	○	×	×

III-2 土日に連続する祝日がある場合

木		金		土		日		月(祝)	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
×	×	×	×	○	○	○	○	×	×

- ③ そのほか、地域の実情に応じ、周辺住民の生活環境の悪化を防止する必要があると市長が特に認める区域 市長が定める期間（具体的区域・期間は告示で示します）

※市長が町家と認める住宅にあっては、制限の解除ができることがあります。条件等がありますので詳しくは保健所衛生課までお問い合わせください。

制限のかからない区域

平日休日問わず事業が可能です。

ただし、4月1日～3月31日の1年間において、事業実施日数の上限は180日です。